

保存版

社会福祉法人ももの会

ごあんない

(重要事項説明書)

since 1999

東戸塚赤ちゃん保育園

戸塚区品濃町538-7 オセアン第2ビル2F

TEL 045(826)4832

Fax 045(392)3924

HP: <http://www.momo.ed.jp>

mail: htk-akachan@momo.ed.jp



はじめに

社会福祉法人ももの会が設置する東戸塚赤ちゃん保育園（以下「当園」という。）は、児童福祉法子ども・子育て支援法、その他関係法令を遵守し、保育所保育指針に沿って乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

また、入所する子どもの最善の利益を考慮し福祉の増進に努めるとともに、入所する子どもの保護者に対する支援、地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担います。

1 保育理念

- (1) 子どもの育とうとする力を信じ、環境を通じて保育を行います。
- (2) 「あそぶ」ことを保育の中心に置きます。
- (3) 意志をもった一個の人格として子どもを尊重します。

2 保育目標

こころもからだもけんこうな子

3 保育内容

- (1) 天気の良い日はなるべく戸外へ出かけて、歩く距離を延ばしたり、公園の広いグラウンドでたくさん体を動かし、自然に触れる機会を多くしていきます。
- (2) 発達にあった玩具や教材などを揃え、一人ひとりが自分の好きな遊びを十分に楽しめるようにしていきます。
- (3) 食材に触れる機会を作ったり、栽培などの食育活動を通して、楽しく給食を食べる経験をしていきます。
- (4) 少人数でアットホームな雰囲気の中、異年齢の友だちとのかかわりを大切にし、子ども、保護者、職員とが顔の見える関係を作っていきます。
- (5) 保護者とのコミュニケーションを大切にして、子どもへの愛情や成長を喜ぶ気持ちを共感しあえるようにしています。
- (6) 食事・着脱・排泄等の基本的な生活習慣の獲得に向け、発達に即した援助をする中で、一人ひとりの持つ可能性を大切に育てていきます。

4 事業者の運営主体

名 称	社会福祉法人 ももの会
理 事 長	岸本 孝男
所 在 地	〒244-0003 横浜市 戸塚区 戸塚町 2810-12番地 2階
電 話 番 号	045-392-5933
ホームページ	http://www.momo.ed.jp/

5 社会福祉法人ももの会の沿革

2001年 11月 社会福祉法人ももの会 法人設立認可
 2002年 4月 芙蓉保育園 開園
 2006年 4月 もも保育園 開園
 2008年 4月 横浜市立保育園 民間移管
 南戸塚保育園 開園
 2013年 4月 戸塚芙蓉保育所 開園
 2015年 4月 東戸塚赤ちゃん保育園 開園
 2016年 4月 丘の上保育園 開園
 2022年 4月 戸塚芙蓉保育所からののはな保育園に改名

6 保育園の概要

名 称	社会福祉法人 ももの会 東戸塚赤ちゃん保育園		
施 設 長	山中 あや子		
所 在 地	横浜市 戸塚区 品濃町538-7 オセアン第2ビル2階		
電話番号 (FAX・留守番電話)	045-826-4832 (045-392-3924)		
ホームページ	http://www.momo.ed.jp/		
メールアドレス	htk-akachan@momo.ed.jp		
開園年月日	2015年4月1日		
定 員	0歳児 3名	1・2歳児 16名	合計 19名

7 施設整備の概要

園舎構造	鉄骨造 6階建て2階部分	延床面積	130,60㎡		
施設設備の数と面積					
0歳児保育室	1室	21,00㎡	調理・調乳室	1室	8,7㎡
1歳児保育室	1室	21,00㎡	事務室・保健室	1室	10,4㎡
2歳児保育室	1室	15,30㎡	園児用トイレ	1か所	7,8㎡
屋外遊戯場	徒歩圏内に利用可能な公園等がある。(品濃中央公園)				

8 クラス定員

年齢	0歳児	1歳児	2歳児
クラス	ひよこ組	こあら組	きりん組
定員	3名	16名	

9 開園日・休園日

原則として、月曜日から土曜日まで開園します。次の日は休園日とします。

- (1) 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
12月29日から31日および翌年1月1日から1月3日
- (2) 自然災害等により、建物の使用が不可能な場合、職員の確保が不可能な場合

10 保育時間

(1) 開所時間

月曜日から金曜日	午前7時30分から午後19時00分
土曜日	午前7時30分から午後18時30分

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

月曜日から土曜日の保育時間（11時間）	午前7時30分から午後18時30分
延長保育時間	夕：午後18時31分から午後19時00分

(3) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

月曜日から土曜日の保育時間（8時間）	午前8時30分から午後16時30分
延長保育時間	朝：午前7時30分から午前8時29分 夕：午後16時31分から午後19時00分

※台風、大雨などの災害発生の恐れがある時は、保育時間であってもお迎えに来ていただくことがあります。

※土曜保育をご利用される方は「土曜保育緊急連絡先」を提出してください。

11 保育園の1日

時間	流れ
7:30	開園・保育標準時間開始 順次登園 健康観察・検温
8:30	保育短時間開始 遊び
9:00	朝の会 おやつ
9:30	遊び（土曜日は合同保育）
11:00	昼食
12:00	お昼寝
14:30	目覚め・健康観察・検温
15:00	おやつ 帰りの会 遊び 健康観察・（検温）
16:30	保育短時間終了 遊び 順次降園
18:30	保育標準時間終了
19:00	閉園

※（検温）は、感染症流行時に行います。

12 短縮保育（慣らし保育）について

入園当初は、それまでとは全く違った環境に入るため、心身ともに疲労します。

子どもの心身の安定を図り、子どもが新しい環境に無理なく慣れることができるよう、短縮保育を行っています。

具体的な短縮保育の日程については、それぞれの子どもの状況によって異なりますので、担任保育士とご相談ください。

13 年間行事

毎月	誕生日会、避難訓練・消火訓練、身体測定
その他の行事	春の日の会、防災引渡し訓練、季節の行事、日本の伝承行事、個人面談・保育参加・クラス懇談会、修了式

14 食育

ももの会の保育園では、積極的に食育に取り組んできました。

食育は、生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるべきものです。様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てます。

(1) 食育目標

- 健康や安全など食生活に必要な基本的習慣や態度を身につけます。
- 食に興味をもち、いろいろな人と関わりあいながら、食べることを楽しみます。
- 食環境に関わる様々な経験を通じて、食を営む力を養い、食に関わる全てに感謝の気持ちを持ちます。

(2) 具体的な取り組み

- 園児たちがしっかりごはんを食べるためには、生活習慣を整えることが大切です。午前中、しっかり体を使って遊び、給食の時間にお腹がすくリズムが生まれます。
- 園児たちが食べたいもの、好きなものが増えるように、0歳児から季節の野菜を見たり、触れたりします。また、季節感を感じられるメニューを作成したり、お誕生日会や様々な行事食を通じて、食への興味が増していくような食事を提供しています。
- いろいろな人とみんなで食べることで、人と一緒に食事をする楽しさを感じることができます。ひとりではなくみんなで食べることで、おいしいものがもっとおいしくなります。また、食習慣や食事のマナーが身につけられます。
- 栄養士や調理師等の職員が積極的に園児に食べ物と身体へのつながりや調理について話す機会をもち、園児が食べ物に興味・関心を持つように努めています。

これらの取り組みを大切にして保護者と連携し進めていきます。

15 給食

東戸塚赤ちゃん保育園では、安全で新鮮な食材を使用し、おいしく、バランスの取れた自園調理の給食を提供しています。

成長期の子どもが健康に育ち、健康を促進する食事をめざし、保育園の栄養士が献立をたて、園内で栄養士や調理師等が、心のこもった手作りの給食をつくっています。

おやつも成長期の子どもたちにとっては、大切な食事の一つと考え、旬の野菜を取り入れるなどして、栄養価の高い、手作りのおやつを提供しています。おやつは、0，1，2歳児は午前と午後の2回です。

子どもたちが健やかに成長していけるように、献立作り・給食作りに励んでいます。

	提供内容				保育園での摂取割合 (1日の摂取カロリー)
	おやつ	給食		おやつ	
		主食	副食		
0歳児	○	○	○	○	(950kcal)
1歳児	○	○	○	○	
2歳児	○	○	○	○	50%

(1) 母乳について

- ①母乳は赤ちゃんにとって最も自然で優れた栄養です。
- ②母乳には良質なたんぱく質、脂肪、ビタミン、鉄分、ミネラルが含まれています。さらに母乳中に多く含まれる白血球や免疫グロブリンが感染症や細菌と闘い、赤ちゃんを病気から守る働きがあります。
- ③母乳には自然の甘さがあり、味や濃度が毎回違うので味覚の発達にも効果的です。
- ④何より母乳をあげる時間は母子共にスキンシップが取れる大切な時間です。
- ⑤当園では、冷凍母乳をお預かりしています。

(2) 離乳食について

- ①離乳食を開始する目安は「満6か月を過ぎていること」「体重が7キロに達していること」「支えられて座る姿勢がとれる」ことの3点です。
- ②この目安を参考に、まずご家庭で離乳食を始めていただきたいと思います。「初めての食材を保育所で食べることは避ける」という厚生労働省の指導があることによります。
- ③離乳食の目的は、母乳以外の味やスプーンの感触に慣れることです。そのため、素材の味を一つひとつ伝えることが出来るよう、味付けをせずに、おかゆや煮野菜などを、一種類一さじずつ、混ぜずに食べるようにします。
- ④保育園で離乳食を開始する際には、保護者と園長、担任、栄養士で面談を行います。
- ⑤離乳食が完了するまでの間は、アレルギー反応をおこす場合にそなえ、初めて口にする食材については、まずご家庭で試していただいてから保育園で提供するようにしたいと思いますのでご協力をお願いいたします。

(3) アレルギー対応について

食物アレルギーがある場合には、アレルゲンとなる食材を使用しない代替食の提供を行います。

- ①代替食の提供は、医療機関でアレルギー検査を受け、その後、検査結果・医師の除去指示書を基にアレルギー調査書に必要事項を記入し、保護者と園長、担任、栄養士

の四者でアレルギー面談を行い、対応や進め方を確認してから行います。

- ②アレルギー対応食の献立内容を確認するために、毎月1回、面談を行います。1か月分の献立の除去内容を保護者と園長、担任、栄養士で確認し、作成した個別の献立表に沿って代替食の提供を行います。

16 登園（月～金 午前8:45までに登園しましょう）

- (1) 保護者または保育園に届け出ている方が付き添って保育園までお連れ下さい。
- (2) 登園したら、タッチパネルで打刻を行います。職員に園児の健康状態、薬服用の有無、その他変わったことがある場合には詳しく伝えて引渡しを行ってください。
- (3) 保護者の方が勤務先と違う場所に行くときは、連絡先を必ずお知らせ下さい。遅れる場合、休む場合は、8:45までに保育園に連絡して下さい。
- (4) 事故防止の為、子どもが一人で出入りしないよう、扉の開閉は必ず保護者が行い、安全に十分注意して下さい。
- (5) 認定区分に応じて承認された利用時間以前の保育は、延長保育料が発生します。

17 降園

- (1) 保護者または保育園にあらかじめ届け出ている方がお迎えに来てください。
- (2) それ以外の方がお迎えに来る場合は、「代理の方の名前」と「お迎えに来る時間」を事前にご連絡ください。ご連絡がない場合は、事件・事故防止のため、保護者と確認が取れるまでは代理の方へのお引渡しはできません。
- (3) 認定区分に応じて承認された利用時間までにお迎えに来てください。認定区分に応じて承認された利用時間を過ぎた場合には、延長保育料が発生します。お迎えの時間がやむを得ず遅れる場合は、事前にご連絡ください。
- (4) 降園は、打刻を行い職員から健康状態等の連絡を受けてから、子どもの引き取りを行ってください。
- (5) 引渡し後にケガが多く発生する傾向がありますので、お迎え後は、帰りの支度を済ませ、速やかに帰りましょう。
- (6) 事故防止の為、扉の開閉は必ず保護者が行い、子どもが一人で道路に飛び出さないよう、安全に十分注意してください。

※駐輪場・駐車場はありませんので、自転車・自動車を利用する際は、有料駐車場又は駅の駐輪場等をご利用ください。ビル出入口付近に止めることは施設に迷惑がかかる為、ご遠慮ください。

18 保育園と保護者との連携について

保護者の皆さまと常に連絡を十分にとり、コミュニケーションを図りながら保育を進めていきます。

ご心配なこと、分からないことはいつでも施設長又は職員にお尋ねください。

また、行事の参観や懇談会・保育参加・個人面談等を通して、子どもの成長、発達を共に喜び合いましょう。

- (1) 保育園からの連絡は、「園だより」や掲示物等でお知らせします。
- (2) 連絡帳は、保育園と家庭での子どもの発達や様子を記録、連絡する為のものです。ご家庭と保育園とが子育てについての情報交換、心の交流にとっても大切なものとして捉えています。ご家庭での子どもの様子、健康状態等を記入してください。保育園での子どもの様子や連絡事項などを記入します。
- (3) 同世代の子どもと過ごす集団生活の中で、保育園としては十分注意をしていますが、「かみつき」や「けんか」等のトラブルが起きることがあります。そういう時には状況を、保護者にきちんとお伝えします。
- (4) 緊急時に備え、いつでも連絡が取れるよう、住所、勤務先、電話番号等に変更がある場合は必ずご連絡ください。

19 障害児保育について

人は一人ひとりみな違います。違うからこそ人と人が触れ合い影響しあい成長しあい、共に生きるおもしろさ楽しさがあると思います。障害の有無ではなく、一人ひとりに着目した保育を行うことは保育の原則です。

その上で、障害にも配慮しながら、子どもが無理なく園生活を送れるよう、ご家庭と協力し、専門機関からの指導や助言などを受けながら保育にあたります。

20 健康診断、健康管理について

(1) 健康診断

健康診断 嘱託医	春と秋の年2回 川原 清美 戸塚子どもクリニック 横浜市戸塚区戸塚町183-23 183ビル1階 TEL 045-869-3715
歯科健診 嘱託医	春と秋の年2回 村松 明彦 平戸歯科医院 横浜市戸塚区平戸町82 2F TEL 045-821-8987
身体測定	毎月

(2) 健康管理

①毎朝登園前に、健康観察をしましょう。

いつもと違う様子の場合は必ず職員にその状態をお知らせください。(寝不足、便秘、下痢、疲労、熱がいつもよりも高い、予防接種の後など)

②特に注意しておかなければならない体質(たとえば、ひきつけ、喘息、アレルギー等)は前もってお知らせください。

- ③保育時間中に具合が悪くなった場合や、事故の場合は応急処置をして連絡しますので、仕事の関係などで、職場を離れる場合は登園時に必ず連絡先をお知らせください。
- ④医師からの指示で保育園での与薬が必要な場合は、事前に園長にご相談ください。

(3) 予防接種

- ①集団生活を始めるに当たり、予防接種について主治医に相談しましょう。
- ②前日に予防接種を受けたときは担任にお知らせください。なお、予防接種後の当日の登園は出来ません。

(4) 病気の時の対応

- ①病気の場合は主治医に相談しましょう。特に、感染症にかかった場合には医師の指示に従ってください。
- ②保育園では園児が感染症にかかった場合は、学校保健法施行規則に準じて保育園の登園停止期間を定めています。なお、その感染症が治癒し軽快して登園する時には医師の「意見書」が必要です。
- ③病後回復期に家庭で薬を飲んでから登園した場合は、必ず職員にお知らせください。

(5) 裸足保育について

ももの会では、“室内では裸足で過ごす”保育を行っています。

直立二足歩行をする人間は足（足の指）で地面をつかんで歩行します。歩き始めた乳児はもちろん、幼児にとっても足で地面をつかんで歩くことは、土踏まずの形成を促し、正しい歩行を獲得するために大切です。

裸足はすべりにくいため、転倒防止にも効果があります。裸足で過ごすことに慣れてくると、寒い時期でも足先の毛細血管が早く拡張し、足が冷たくなることがなくなります。しかし、これも個人差がありますので、足が冷たいままであったり、しもやけなどになったりする場合には靴下をはきますので、そういう時には担任にご相談ください。

21 感染症対策について

感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を適切に実施します。手洗い、手指の消毒にご協力ください。

感染症の疑いがある場合、園内での流行を防止するため、登園前に医師の診断が必要になります。

【参考1】○医師が意見書を記入することが考えられる感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂痂（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂痂（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること

百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157, O26, O111等）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること（無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

【参考2】○医師の診断を受け、医師の登園許可を得た後、保護者の登園届が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前24時間から発症後3日程度までが最も感染力が高い）	発症した後5日経過し、かつ解熱した後2日経過していること（乳児にあっては、3日経過していること）
新型コロナウイルス感染症	発症後5日間	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日として、5日を経過すること
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服用後24時間～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・海洋が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること

伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 （ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているため注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘンパルギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排出しているため注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱が形成している間	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※感染しやすい期間を明確にできない感染症については（－）としています。

【頭ジラミについて】

季節に関係なく、清潔にしている場合でも発生することがあります。かゆみを伴いますので、頭を度々かいていたら気をつけて見てください。帽子や衣類を介して感染します。保育園で頭ジラミを見つけたら、集団発生を防ぐためお知らせしますので、駆除にご協力ください。駆除の方法等についてはプリント等でお知らせします。

22 緊急時における対応

保育中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。

また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、しかるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承願います。

不審者侵入等の対応のため、防犯訓練の実施やセキュリティ会社（セコム株式会社）と契約をしています。

< 近隣の緊急連絡先 >

警察署	戸塚警察・戸塚駅西口交番	TEL 862-0110
消防署	戸塚消防署	TEL 881-0119

23 非常災害時等の対応

非常災害時に関する具体的な計画を立てています。

非常災害時の関係機関への通知及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	施設長
消防計画届出年月日	戸塚消防署 平成30年10月 2日
避難訓練	避難訓練、消火訓練 年12回 内容：火災、地震、風水害、防犯
防災設備	消火器、自動火災報知機、消防機関に通報する火災報知設備、誘導灯、誘導標識、防排煙設備

- 大規模地震・風水害等発生の警戒宣言が発令された場合
 保育園は次の通り対応いたしますので内容をご理解いただいた上、皆様のご協力をお願い致します。
 - ・発令と同時に保育園は「休園」となることがあります。
 - ・保育時間中に発令された場合、園児は保護者の方に引渡すことになります。
 - ・保護者の方がお迎えにいらっしゃるまで、園児は保育園または予め決められた避難場所
 所で責任をもってお預かり致します。
 - ・保育時間外に発令された場合は、警戒宣言が解除されるまで保育園は休園となる
 ことがあります。

- 保育時間中に大きな災害が発生した場合
 原則的には保育園で待機しますが、災害の状況により避難場所へ移動することもあり
 ます。保育園にいない場合は、下記の避難場所にお迎えに来てください。
 大混乱が予想されますが、“子どものお迎え”を第一に考えての行動をお願い致しま
 ず。園児の引渡しは保護者または「園児引渡し表」に記載されている方に引渡しをし
 ます。
 ◎保育園の状況をメール配信や災害用伝言ダイヤル（171）等、配信可能な方法で
 知らせる努力をします。

保育所近隣の地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。

避難場所	東戸塚赤ちゃん保育園
地域防災拠点	東品濃小学校
広域避難場所	品濃中央公園

24 虐待防止のための措置

- (1) 子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じます。
 - ①人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
 - ②職員による子どもに対する虐待等の行為の禁止
 - ③虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
 - ④その他虐待防止のために必要な措置を講じます。
- (2) 虐待等の行為とは、次の行為をいいます。
 - ①児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
 - ②児童にわいせつな行為をすること又は児童にわいせつな行為をさせること。
 - ③児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、その他の施設
 職員としての養育又は業務を著しく怠ること。
 - ④児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の児童に著しい心理的外傷

を与える言動を行うこと。

- (3) 当園は、保育・教育の提供中に、当園の職員又は養育者（支給認定保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、区役所こども家庭支援課・児童相談所等適切な機関に通告します。

25 安全対策と事故防止

- (1) 当園は、安全かつ適切に、質の高い保育・教育を提供するために、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備しています。
- (2) 事故発生防止のための研修を実施します。
- (3) 当園は横浜市が策定する「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」にのっとり、東戸塚赤ちゃん保育園アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努めます。
- (4) 当園は、事故の状況及び事故の処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じます。
- (5) 事故については、必要に応じて保護者に周知するとともに、死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故（意識不明の事故を含む）については、区役所こども家庭支援課にも報告します。

26 個人情報の取り扱いについて

保育園に提出いただいた書類等、お子さんやご家庭の皆様のご個人情報につきましては責任をもって適正に管理します。

27 業務の質の評価について

保育所の自己評価	保育士等の自己評価に基づき、全員で話し合い年1回自己評価を実施
外部評価	かながわ福祉サービス第三者評価推進機構にて 2023年度実施

28 苦情解決第三者委員

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	施設長・各クラス主担任
相談・苦情解決責任者	施設長
第三者委員名	元私立幼稚園園長 森澤 格 TEL 090-3692-9466 東戸塚地区民生委員・児童委員 清水 守 TEL 045-822-3554

受付方法：面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けます。
玄関にご意見箱を設置しています。

29 連携施設

連携施設の種類	保育所
名称	① ののはな保育園 ② 芙蓉保育園 ③ 南戸塚保育園 ④ もも保育園 ⑤ 丘の上保育園 ⑥ 岩崎学園東戸塚保育園
所在地	① 〒244-0003 神奈川県横浜市戸塚区戸塚町 4396 ② 〒244-0003 神奈川県横浜市戸塚区戸塚町 3417 ③ 〒244-0003 神奈川県横浜市戸塚区戸塚町 2833-3 ④ 〒245-0015 神奈川県横浜市泉区中田西 2-25-30 ⑤ 〒245-0061 横浜市戸塚区汲沢 1-27-6 ⑥ 〒244-0801 横浜市戸塚区品濃町 550-9
連携協力の概要	保育内容の支援 卒園後の園児の進級先の確保 代替保育の提供

30 賠償保険

加入保険	災害共済給付制度 (独立行政法人日本スポーツ振興センター)
死亡	最大 2,800 万円
障害	最大 3,770 万円
負傷・疾病	健康保険の自己負担分を補償

* 保育園では児童の安全に心掛けておりますが、万一の事故に備えて全員加入していただきます。

* 保育中または通常の経路での通園中に、けがまたは事故にあった場合、所定の率で医療費等が支給されます。

加入保険	保育所・認定こども園の損害賠償 (損害保険ジャパン株式会社)
死亡	121.2 万円
後遺障害	死亡保険金の 4~100%
入院保険 (1日あたり)	1,700 円
手術	入院中：入院保険金日額の 10 倍 外来手術：入院保険金額の 5 倍
通院 (1日あたり)	1,100 円

* 2024 年度の保証内容

* 保険請求の申請は、被保険者の直接請求となります

31 その他連絡事項

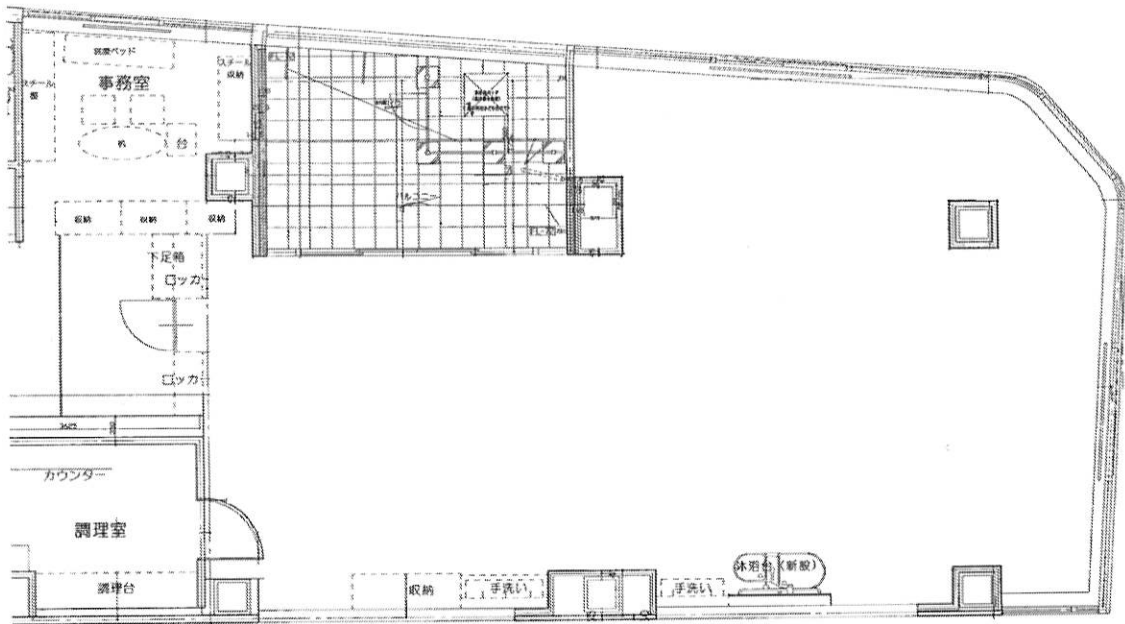
- (1) 住所、勤務先、及び連絡先等が変わった場合は、速やかに区役所こども家庭支援課、および保育園に連絡して下さい。
- (2) 保育園からの連絡は印刷物や掲示にてお知らせします。
- (3) 園長の許可なく園内での署名活動、アンケートの実施や宗教および物品販売等の勧誘はしないようお願いします。

32 利用料その他の費用等

支給認定保護者は、支給認定保護者の居住する市町村長が定める利用料を、その居住する市町村へお支払い下さい。

上記に定めるもののほか、別表の費用については、保護者に実費の負担をお願いしています。お支払方法はお使いの金融機関口座からの自動引き落としとさせていただきます。

参考 1 平面図



別表

1 保育・教育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	金額
日本スポーツ振興センター共済掛金	210 円/年
紙おむつ・お尻拭き(サブスクリプション)	1,508 円/月
エプロン・口拭き代(サブスクリプション)	377 円/月

※サブスク費用は「横浜市登園時の持ち物負担軽減事業補助交付金」により負担額が減額されています。交付金が廃止になった場合、負担額が変更となりますのでご了承ください。

※使用済み紙おむつの持ち帰りはありません。処分費用の実費負担もありません。

2 延長保育に係る利用者負担

項目	金額
延長保育利用料（開所時間内）	30 分毎に 1,700 円/月（11 日以上利用の場合） 850 円/月（10 日以内利用の場合）
契約外延長保育料（閉所時間後）	1,000 円/1 回
補食代	720 円/月（11 日以上利用の場合） 360 円/月（10 日以内利用の場合）